



申請型換価の猶予活用し 延滞税が減額に

滋賀県草津・甲賀地域

滋賀県草津甲賀民主商工会では、2016年から毎年、消費税の集団申告と一緒に換価の猶予（分納など納税緩和制度）の集団申請を行っています。

8%への増税きつかけに

きつかけは、消費税が8%に増税された直後の申告です。2015年3月に民商副会長Tさん（建設業）が消費税額を計算してびっくり。納税額が63万4800円、前年申告の1・7倍に跳ね上がりました。Tさんは「消費税8%の負担がこんなに重いのか。今までも無理して納税してきたが63万円なんてとても納められない」と悩み、さらに8月には新たに中間納税として30万円を超える消費税を納めなければならなくなり民商事務所に相談にきました。

そこで民商の役員と事務局員が税務署に向き分納したいと相談。創



換価の猶予の学習会＝草津・甲賀民商

設されたばかりの「申請型換価の猶予」の手引き（パンフレット）と申請書を受け取りました。Tさんは、民商事務局などからアドバイスを受け、「財産収支状況書」などの必要書類を作成し、申請書と一緒に提出。8月から11月まで4回の分納が認められました。延滞税も従来の数万円から1600円となり、負担が軽減されました。さらにTさんの話を「民商ニュー

ス」や「全国商工新聞」で知った他の民商会員から「私も挑戦してみたい」と次々に相談が寄せられ、税務署に行つて「換価の猶予」申請用紙を受け取り商売の状況や分納計画を記入して提出し「換価の猶予」申請をする会員が増えました。

しかし税務署の対応は、職員によつて違つていたり何度も申請書の書き直しや必要以上の資料の提出を求めたりとあきらめる会員も出てきました。1人で申請に行くのではなく、集団で取り組もうと2016年から集団申請に取り組んでいます。

集まって学習し、集団申請

今年も3月に12人が参加して「消費税申告学習会と換価の猶予制度活用学習会」を開きました。

学習会に参加した会員からは「所得税の申告ですら大変なのに消費税は、もっとややこしいし大変」「所得税は、計算したらゼロだったのに消費税はこんなに高いのか」「昨年に比べて売り上げが大きく増えたわけでもないのに消費税の負担が大変」など口々に消費税に対する怒りが出されました。

昨年に引き続き続いて換価の猶予申請

をしたNさん（運送業）は「ガソリン代の値上げや、4月のタイヤ交換5月の車検などに資金が必要なうえ大型連休による工場の休業などで仕事が減少し、売り上げが下がる事が不安」と申請しました。

今年も換価の猶予申請し分納できました。さらに延滞税も大幅に減額されました。Nさんは本当に助かった。消費税がいまの8%でも分納しなければ納めきれないのに、10%になつたらとてもじゃないがやっつけられない。増税は、絶対にやめてほしい」と語ります。

増税はいまからでも止められる

学習会では必ず、税金の取り方・使い方についてもみんなで議論しています。

そして「消費税増税反対」署名に積極的に取り組んで、絶対に増税をやめさせようと思っ統一し街頭での署名宣伝行動にも取り組んでいます。7月の参議院選挙で市民と野党の共同の勝利で消費税10%増税をキツパリと中止させましょう。

草津甲賀民主商工会

事務局長 植田 義和さん